

相続対策プランニング

節税対策プランの一覧

1. 生命保険 お預けの生命保険一括払い、相続財産減額に貢献します。	種類 A 税額 1020万円	2. 不動産の購入 お預けの不動産を購入し、相続財産減額に貢献します。	種類 B 税額 690万円
2. 退職金受給 お預けの退職金一括払い、相続財産減額に貢献します。	種類 B 税額 513万円	3. 養子縁組 養子縁組をすることで、相続税の課税対象となる財産を減額します。	種類 E 税額 399万円
3. 贈与(贈与控除) お預けの贈与控除額を最大限に活用し、相続税の課税対象となる財産を減額します。	種類 C 税額 1100万円	4. 贈与(相続税非課税制度 自己用) 贈与した財産が自己用の場合は、相続税の課税対象となる財産を減額します。	種類 B 税額 1210万円
4. 土地活用 土地の活用により、相続税の課税対象となる財産を減額します。	種類 C 税額 700万円	5. 贈与(相続税非課税制度 不動産) 贈与した財産が不動産の場合は、相続税の課税対象となる財産を減額します。	種類 E 税額 110万円

対策メニューを一覧で表示

対策内容も確認できます

生命保険

A

お預けの本人が対象の保険は、非課税枠を利用することができます。
*事と同じ効果がありますので、納税資金としても有効です。
金額 = 500万円 × 法定相続人の数

高岡謙二様、高岡康弘様にそれぞれ500万円支給分の生命保険に加入する

相続税 412万円 節税します。

証券

さまざまな対策方法から、プロの税理士がお客様に合ったメニューを分かりやすく提案します